

# 君津共同火力（株）君津共同発電所6号機増設計画 環境影響評価方法書に対する勧告について

平成20年8月20日  
経 済 産 業 省  
原子力安全・保安院

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、君津共同発電所6号機増設計画環境影響評価方法書について、君津共同火力（株）に対し環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は別紙のとおり。

## （参考）当該地点の概要

### 1．計画概要

- ・場 所：千葉県君津市君津
- ・原動力の種類：ガスタービン及び汽力
- ・出 力：15万kW級

### 2．これまでの環境影響評価に係る手続き

環境影響評価方法書受理	平成20年 2月25日
住民等意見の概要受理	平成20年 4月17日
千葉県知事意見受理	平成20年 7月11日

問合せ先：電力安全課 吉田、河合  
電話03 - 3501 - 1742(直通)  
03 - 3501 - 1511(代表)  
4921(内線)

【君津共同火力（株）君津共同発電所 6 号機増設計画環境影響評価方法書  
に対する勧告内容】

環境影響評価項目について

- 1．対象事業実施区域内で千葉県レッドリストに掲載されているカワウ、イソヒヨドリ等が確認されていることから、造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設が存在に伴う重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）を環境影響評価項目として追加することを検討すること。
- 2．対象事業実施区域内で千葉県レッドリストに掲載されているウバメガシ、ホルトノキが確認されていることから、造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設が存在に伴う重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）を環境影響評価項目として追加することを検討すること。

調査、予測及び評価手法について

大気質、水質、海域に生息する動物、海域に生育する植物については、君津共同発電所 5 号機新設計画環境影響評価書及び君津共同発電所 5 号機環境監視計画に基づく調査の調査結果を用いることから、それらの調査結果を利用することの妥当性を準備書で明らかにした上で、適切に予測及び評価を行うこと。